第 4 回協議会

(平成15年4月3日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 4 回 西伯町·会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年4月3日

開催場所 西伯町役場 2 階大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭

森岡 幹雄 山中 隆 塚田 勝美 梅原 弘誓

松本十三穂 宇田川 弘 磯田 順子 板 秀樹

秦 豊 岡田 昌孫 橋谷 守江 佐伯 勝人

亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦

合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃

合併推進室主事 前田智恵子

[午前9時開会]

奥山合併推進室長 それでは、皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、傍聴者の皆さん、早朝よりお出かけいただきましてまことにありがとう ございます。

4月の新年度を迎えまして、外の方が若干気になるような気候になりました。ちょっと 花冷えもするこの2日間でありますけども、ことしは殊のほか寒い冬でありましたですけ ども、ようやく桜の時期となりました。フレッシュな気持ちで合併協議に邁進したいとい うふうに考えております。どうかよろしくお願いいたします。

合併協議会事務局の合併推進室の奥山と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第4回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況でありますが、委員17名全員の皆様が出席であります。

本協議会の会議の成立要件でありますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがいまして、本日の会議は成立いたしますことを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

会長のあいさつでありますが、協議会の会長であります坂本町長よりごあいさつをお願いたします。

坂本会長 皆さん、おはようございます。桜の花もほころび始めまして、すっかり春ら しくなってまいりましたけれども、委員の各位の皆様には元気で御活躍のことをお喜び申 し上げたいと思います。

また、傍聴の皆様には早朝からたくさんお集まりいただきまして、本当に御苦労さまで ございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第3回会議は、3月の4日に会見町の方で開催になりました。それ以降1カ月経過したわけでございますけれども、大きな出来事がございました。それは会見町の住民の皆さんから出されておりました米子市との合併協議会の設置の請求でございます。私も大変関心を持って注意深く見守っておりましたけれども、米子市議会の方におきまして審議の結果、合併協議会を設置しようと、こういう決定になったようでございます。また、会見町の議会におきましては、慎重に御審議をなさったと思いますけれども、これを否決をされるということで、結果といたしまして米子市と会見町との合併協議会の合意はならなかったと

いうことでございます。今後におきまして、住民の皆さん方の意思がどのように展開していくのか大変注目をいたしております。いずれにいたしましても合併に対する大きな期待と不安と、この2つの気持ちのあらわれだというように思うわけでございまして、そのような大きな期待と不安を解消するように、この合併協議会も十分にこたえていかなければいけないというようなことを改めて感じながら、この1カ月過ごしてまいったところでございます。

きょうは前回の会議で提案をいたしておりました字の取り扱い、あるいは新町建設計画の作成などについて御協議をいただきたいということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単で意を尽くしませんけれども、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いします。

奥山合併推進室長 ありがとうございました。

本日の会議の進行でございますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規 定によりまして、会議の議長は会長が当たるということになっております。坂本会長にて 会議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長 それでは、私の方で議事進行をさせていただきたいと思いますので、御協力 をよろしくお願いします。

初めに、議事録署名委員の指名でございますが、会長において指名をいたしたいと思います。

秦豊委員、岡田昌孫委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。 早速でございますが、4番、協議事項に移らせていただきたいと思います。

(1)字名の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

桐林合併推進室次長 それでは、御説明申し上げます。議案第1号、字名の取り扱いに ついてでございます。

新町での字の名称は、各町の合併時の字の名称とする。新町において地方自治法第16条の規定に基づき公布する条例、規則その他の規定における字名の表記は、会見町の例によることとするというものでございます。

この内容につきましては、前回の協議会の資料29ページの方で、両町の字名に重複するものがないということと、字名の表記につきまして、現在西伯町では大字をつける、会見町では大字をつけないという表記の方法をとっておられるということでございまして、

会見町の方に合わせるというような形で決定してはどうかという提案をさせていただいた ところでございます。よろしく御審議の方お願いいたします。

坂本会長 既に前回の会議で提案事項として説明を受けている字名の取り扱いについて でございます。皆様方の方で御質疑や御意見があればお願いいたしたいと思います。

森岡委員。

森岡委員 これは確認の意味でちょっと事務的の方に伺っておきたいんですが、西伯町は大字つけてると、会見町はそれはつけてない、こういうことですね。これを会見町のごとくで大字を切ると、こういう提案なんですが、作業量としては何か大字の量の方が、ついてる方がすべての面で多いんじゃないかなあと。固定資産の対象にしても何にしても。そこら辺のことは十分考えた上でやってあるだろうと思いますが、ちょっとそこら辺説明いただいときましょうか。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

現在、こういう地名に大字をつけております事務としましては、当然皆様の御住所等の表記があるわけでございますけども、こういうものはほぼ全部電算処理されておりまして、新しくといいますか、この大字を表記しないことにした場合につきましても、そのデータの移行というのはもうほとんど自動的にできるような流れが考えられておるようでございますので、特に事務量に変動があるということは考えておりません。

坂本会長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

塚田委員。

塚田委員 それに関連したようなことですけど、例えば正式に届け出る、例えば運転免 許、そういうものの変更なんていうのはあり得るわけですか。

坂本会長 事務局。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

合併に際して一々そういう変更をするというような必要はないというふうに考えております。何か機会がございましたときに、初めてその関係の手続をされたときに訂正がなされるというのが通常の形ですので、改めて一々全部やっていただくというようなことはないというふうに考えております。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 この29ページの、特に西伯町の地名を1回朗読願えますか。

奥山合併推進室長 事務局よりお答えいたします。朗読させていただきます。(「ゆっくりね」と呼ぶ者あり)

西伯町は32であります。東町、西町、境.....(「ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり)前回の資料で29ページでございます。

坂本会長 ええですかいな、29ページ。

どうぞ。

奥山合併推進室長 東町、西町、境、福成、清水川、阿賀、原、北方、猪小路、与一谷、 鍋倉、西、絹屋、倭、法勝寺、落合、福頼、掛相、馬佐良、鴨部、馬場、徳長、武信、道 河内、伐株、能竹、下中谷、上中谷、大木屋、中、八金、東上、以上32でございます。

会見町につきましては18でございます。天萬、三崎、寺内、宮前、田住、諸木、円山、福里、浅井、高姫、井上、御内谷、金田、市山、朝金、池野、鶴田、荻名、以上18でございます。以上でございます。

坂本会長 いいですか。

ほかにございませんか。

今までの経過をまとめてみますと、大字を外すという提案をしているわけですけれども、 外すことによってのいろいろな事務処理の問題については、電算化が進んでいるというようなことにおいて、そう大きな支障はない。また、現在使っているものを、例えば運転免許証など、早速切りかえる必要があるかということもありましたけれども、その必要はないと。その折々に大字を外したもので訂正をしていくということが報告になりまして、住民の皆さん方の暮らしには、たとえば手紙などの表記もしなくてもよくなるということだろうというふうに思うわけです。

いかがでございましょうか。字名の取り扱いについては原案のとおり御承認いただけま すでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 そういたしますと、議案第1号、字名の取り扱いについては、原案のとおり 御承認をいただきましたので、次に移らせていただきたいと思います。

議案第2号、新町建設計画の作成についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

桐林合併推進室次長 御説明いたします。議案第2号は、新町建設計画の作成についてでございます。

1としまして、新町建設計画は、平成15年度中に作成することとする。2といたしまして、新町建設計画の名称は、まちづくり委員会の意見を聞いて決定することとするという2点でございます。

いずれも内容につきましてはこれからということでございまして、御提案申し上げる内容はなかったわけでございますけども、作成の基本方針について御検討いただき、御決定いただきたいということでございまして、15年度中というのは、前回御説明申し上げましたとおり、合併の申請等をしていく手続の関係で、15年度中にはもうでき上がっていないと間に合わないであろうという予測のもとにこういう御提案を申し上げるところでございます。よろしく御審議の方お願いいたします。

坂本会長 新町建設計画については、平成15年度中に作成をするということと、まちづくり委員会の意見を聞いて決定をするということを議案として提案しております。

前回の会議で意義だとか、あるいは合併特例債の扱いだとかいうことを勉強したわけでございますけれども、そういうことも含めて、この際皆様方からこの建設計画についての御意見を、御質疑を賜りたいというふうに思います。どなたかございませんでしょうか。 岡田委員。

岡田委員 このまちづくり委員会の委員の選出については随分今までの経過から難産のようであったわけでございますが、我々委員としてもあんまり努力しなかったということもございますけれども、それでも100人に到達をしたということはある程度喜んでいいんじゃないかと思います。

いろいろ他県の町村の合併の推移を見ますのに、非常にまちづくり委員会に相当する、いわゆる住民サイドから選ばれた組織の機能というのが非常に大きな役割を果たしとるようでございますので、せっかく出られましたこの100人の委員さん方にフルに動いていただきますように、早速事務局の方でも活動に入るような手だてを講じていただきたいと思うわけでございますが、その辺について、これはいつごろからどんなような形でこのまちづくり委員会を動かしていかれるのか、そのあたりをちょっと事務局の方に伺いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

坂本会長 早急にかかり、スタートをしていただく。報告は後でしてもらうわけですけ

れども、要は大きなフローをちょっと説明してください。

奥山合併推進室長 事務局の方から御説明をさせていただきます。

報告事項の方でまちづくり委員会の開催方針というのがありますけども、そちらの方で もまた報告させていただくわけでありますが、まず御質問の内容について御答弁させてい ただきます。

会議資料の18ページをごらんいただきたいと思います。これは協議会の中のフロー図でございます。まちづくり委員会は左の方に上げております。右の方に専門部会という不フロー図を上げております。一応要綱では、専門部会の附属機関というような立場に位置づけておるわけでありまして、この中で専門部会が6つございます。総務・企画部会、住民・福祉部会、産業・経済部会、建設・水道部会、教育部会、議会事務局部会というようなことでありますが、このような部会に分かれて活動していただくというようなことでございます。

いつごろになるということでありますが、右側の19ページをごらんいただきますと、第1回の会議を5月18日と、これは日曜日でございますが、それを第1回にしたいということでありまして、最初に委員の皆様にオリエンテーションというようなことで、まちづくりビジョンの勉強会というようなことをここに掲げております。講師ということで坂本会長に講師で勉強会をしていただくというような予定でございます。2回目でありますが、6月の12日と15日に両町をぐるっと一周していただきまして、地勢とか状況を御確認いただくと。それから、第3回目から本格的な会議に入っていただくというような考えでおるところでございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 岡田委員さん、よろしいですか。

岡田委員 結構でございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

この後で、3号議案で両町の各種施策に関する調整方針の考え方というものを掲げておりますけれども、結局まちづくり委員が担うべき守備範囲というものですね。こことの関連があると思いますけれども、傍聴の方も来ておられますし、大ざっぱなガイドラインをお話ししてください。

桐林合併推進室次長 御説明申し上げます。

まちづくり委員といいますか、住民の参画の考え方というのはいろんな形があるわけで ございますけども、まちづくり計画を一から立ち上げていただく場合と、ある程度の諮問 委員的な形で検討していただく場合と、大きく分けまして2つあろうかと思います。この場合、この今回の合併につきましては、両町とも既に中長期の総合計画を策定されているところでございまして、新町に変わりましてもこれと全く関連のないものを立ち上げるということは非現実的でございますので、この両町の総合計画を現在の段階で一応見直しまして、いわゆる原案と言っておりますけども、検討していただくたたき台を事務局の方から御提案申し上げたいというふうに考えております。

先進地域を伺いましても、白地から御意見を伺うというのは、委員さんの方にとりましても何について検討していいのか全くわからないということがあるようでございますので、やはりたたき台が必要だというふうに認識しております。そのたたき台につきまして御意見を伺い、削るものは削り、生かすものは生かすという作業をおおむね3回の審議といいますか、協議をいただきまして、御意見をまとめていただいて、それが全部反映できればよろしいんですけども、現実的に財政事情等もございますので、そういうものとの兼ね合いも見ながら、落ちつくべきところに落ちつけていくと、大ざっぱにいいますとこういうふうな流れを考えております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございました。

今、事務局の方から大ざっぱなガイドラインをお話ししたというように思いますけれど も、両町の事務当局の調整がある程度進んでいきませんと提案そのものもなかなかできな いということでございますので、ちょっと足踏みのような状況もありますけれども、先ほ ど申し上げたように、5月から具体的なスタートに入っていただくというようなことで御 理解をいただきたいと思います。

内容については、白紙からということは考えていないと。総合計画を両町持っておりまして、そういうすり合わせの上での方針決定を御相談しながら進めていくということで御理解をいただいておきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。(「了解」と呼ぶ者あり)ありがとうございます。

そういたしますと、議案第2号につきましては御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。

次に、議案第3号、これは継続審議事項でございますが、両町の各種施策に関する調整 方針の考え方についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明お願いします。

奥山合併推進室長 御説明いたします。

議案第3号は、両町の各種施策に関する調整方針の考え方についてでございます。

前回この調整方針の考え方を御提案をいたしまして、審議していただいた結果、基本方針の5番でございますけども、独自性の尊重という項目でございますけども、この精神は非常によろしいという結論をいただいておりますけども、ただ、書き方についてはもう少しこなれたといいますか、わかりやすい表現を考えてみるという御提案をいただいておりました。前回御提案申し上げた内容は6ページの方に1項目書き出しておりますけども、独自性の尊重といたしまして、各町の歴史・文化に基づいた敬意を払うに値する制度などは可能な限り存続するというものでございました。これに対しまして今回、独自性の尊重といたしまして、各町の歴史・文化に基づいた町内外に誇れる制度などは可能な限り存続するという書き方に改めまして、再度御提案を申し上げたところでございます。御審議よるしくお願いいたします。

坂本会長 前回の会議でいろいろ話題が盛り上がった部分でございます。今申し上げま したように、このような表現でやったらどうかという提案でございます。御質疑や御意見 をいただきたいと思います。

森岡委員。

森岡委員 今、5項目を、なかなかいい表現にしてもらったなというふうに思っております。町内外に誇れる制度、これはいい表現だなというふうに思います。これは配慮していただいてありがとうございます。

坂本会長 ほかに御意見はございませんか。

磯田委員。

磯田委員 私もこれはとってもいい、皆さんにわかりやすくて、どなたが見られてもわ かるというか、とっても適切ないい言葉ではないかなと、こう思います。

坂本会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 同感でございますが、前回ここがひっかかったのは「敬意を払うに値する」 という言葉が、この表現がちょっとわかりにくいということではなかったかと思いますの で、このように改めて「町内外に誇れる」というすばらしい文言がかわりに入ってくると いうことは、結構だろうと思っております。 坂本会長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、議案第3号につきましてはこのように決定してもよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第3号については、このように、提案どおり決定になりました。

一応今日決定をしていただく協議事項については以上でございますので、次、提案事項 に移りたいと思います。

1番から順番に、事務局から説明お願いいたします。

桐林合併推進室次長 それでは、提案事項第1号、慣行の取り扱いについて御説明申し上げます。

慣行の取り扱いにつきましては、いわゆる町民のシンボル的なものを多く取り扱っている項目でございますけども、そういうものについての取り扱い方針を御提案させていただこうと思っております。

今回、資料を別冊のものをお手元に配布しておりますので、それとあわせてごらんいただきたいと思います。傍聴者の方の分につきましては後半部分がこの別冊の資料になっておりますので、途中、ページの番号がまた1から始まってるところがあるかと思いますけども、こちらが別冊の資料でございますので、ごらんをいただきたいと思います。

慣行の項目につきましては、現在11項目抽出しております。順番に一つずつ御説明申 し上げたいと思います。

まず、町章でございます。参考資料の方では、一つめくっていただきまして、2ページの方に出しております。既になじみの町章でございますけども、改めて御確認いただきたいと思いますけども、この町章につきましては、それぞれ西伯町は昭和31年の10月30日、会見町につきましては昭和30年の7月13日に制定されておりますけども、これは当時の西伯町、会見町が発足してから3カ月ないし1年半程度たってから制定されておるようでございます。西伯町の発足が昭和30年の3月30日、西暦で申しますと1955年の3月30日でございます。それから、会見町の発足が昭和30年の4月25日、西暦で申しますと、やはり同じく1955年の4月25日でございます。それぞれこの発足

の日から3カ月あるいは1年半後ぐらいまでに制定されておる経過でございまして、事務 当局の方で検討したときにも、合併のシンボルとして早々につくってしまうのがいいので はないかという意見もありましたけども、なかなか簡単にまとまるものではないんではな いかという意見もございまして、これは新町発足後につくっていただくのがよろしいんで はないかという趣旨の御提案でございます。

それから、2番目は町民憲章でございます。西伯町の憲章は昭和51年1月1日、会見町の憲章は昭和50年11月4日でございますけども、これはいずれも新町発足20周年を契機にして制定された経過があるようでございます。こういう町民憲章的なものはこのころからみんなつくっておられまして、今後も当然必要になってくるものだとは思いますけども、やはり同様に簡単に決まるものではないというふうに考えております。したがいまして、これも新町発足後に慎重に御審議いただくことがよろしいんじゃないかということで、新町において調整するという提案をさせていただいております。

それから、町の木、町の花でございますけども、両町とも町の木というのはございません。町の花というのはございまして、西伯町が桜、会見町が梅でございます。最近会見町は柿の方が有名になっておりますけども、花として正式に制定されておるのは梅の方でございます。これも過去にいろんな経過があって制定されているようでございますけども、これもなかなか2つのものを一つにということが簡単にいかないということもございますので、新町発足後に調整していただくのがよろしいんではないかというふうに考えております。

それから、シンボルマークでございますけども、シンボルマークにつきましては西伯町の方のみで平成7年に制定されております。お手元の別冊の資料の方の2ページの方、中段に、1色なんですけども、実際は3色のシンボルマークがございます。これは町制40周年を契機に制定されているようでございまして、現在使用されておるものでございます。会見町の方はシンボルマークという位置づけのものはございません。やはりこういうものもあった方がよろしいのは間違いないんですけども、やはり新町において慎重に検討していただくのがよろしいんじゃないかということでございます。

それから、マスコットキャラクターでございます。別冊のやはり2ページの下段の方で ございますけども、フーちゃん、ユーくんというキャラクターを会見町の方で使っておら れます。この取り扱いも含めまして、新町で検討していただくのがよろしいんじゃないか ということでございます。 それから、町の歌でございますけども、西伯町は西伯町歌。ちょっと資料の方では別冊の3ページの方にちょっとパンフレットからコピーしました関係で見にくくなっておりますけども、西伯町歌と、それから会見町民歌「ふるさとはみどり」と、これがそれぞれ町の歌として位置づけられております。これは町制施行の、西伯町は30周年、会見町が40周年という時期に制定された経過があるようでございます。

次に、音頭というのがございまして、別冊の資料として4ページでございます。西伯音頭というのと会見音頭というのがございますけども、そういういわゆる愛唱歌ということになりましょうか、こういうものも制定されておりますけども、いずれも同じ新町において慎重に制定されるのがよろしいのではないかというふうに考えております。

先に進みます。宣言でございます。本体資料の方に項目のみ並べております。非核平和につきましては、時期が多少異なりますけども、両町で宣言をされていらっしゃいます。それから、人権尊重につきましても多少文言の違いはあるようでございますけども、同じように制定されていらっしゃいます。この2項目は共通でございますけども、次以降の以下の項目はそれぞれ独自でございます。西伯町ではゆとり創造、それから環境、米輸入自由化反対と、その3項目の宣言が単独でされております。また、会見町の方には交通安全宣言というのがございます。これはいずれにいたしましても議会の議決等を経て宣言されてるような経過があるようでございますので、新町発足後、議会等の審議を経ていただきまして決定していただくのがよろしいかなというふうに考えております。

それから、名誉町民制度でございますけども、名誉町民制度につきましては、西伯町の方には策定されてございまして、現在お亡くなりになっておりますけども、板祐生様と磯田俊二様が名誉町民として顕彰されております。会見町にはこういう制度はございません。課題のところに、現在の、これは西伯町の方でございますけども、名誉町民の取り扱いをどうするのがいいのかなということが一つ課題で上がっております。名誉町民の制度自体につきましては、新町において決定していただくのがよろしいんではないかと思いますけども、ただ、その際に現在西伯町の名誉町民で顕彰されております2名の方につきましては、引き続き顕彰されるように配慮をいただくべきではないかということを考えております。こういう趣旨の御提案でございます。

宣言の内容につきましては、別冊の方の5ページから8ページまでに掲げておりますので、またこれは御一読いただければというふうに考えております。

それから、名誉町民条例の条文等につきましては、別冊の9ページから12ページまで

に掲げておりますので、またごらんいただければと考えております。

先を続けさせていただきたいと思います。表彰でございます。表彰につきましては両町とも表彰条例を制定されていらっしゃいます。資料の方を見ますと13ページの方におおむね左右で西伯町と会見町の条文が並ぶような形で掲載しております。ただ、一部が西伯町の場合は規則にゆだねられてるようなところがございまして、16ページに表彰審議会の関係の条文が掲げております。

この内容につきましては、表彰規程を25ページの方に、個別の役職と表彰基準というような形で抽出しております。すべてではございません。主なものというふうにお考えいただきたいと思います。この中身を幾つか見てまいりますと、町長につきましては在職12年以上、両町とも同じでございます。例えば助役、収入役ということになりますと、西伯町では直接の明文の規定がございません。会見町につきましては在職12年以上というような規定がございます。ちょっと飛びますけども、中ほどの、この25ページの「5」という数字の横の辺でございますけども、農業委員会委員と社会教育委員というのがございます。これは会見町におきましてはいずれも在職15年以上で職務に精励された方ということでございますけども、西伯町におきましては在職12年以上なり勤続20年以上で職務精励というようなことで、幾つかやはり基準が違うようでございます。この基準の違いにつきましては、やはり新町において調整していただくことになろうかなというふうに考えております。

それから、最後になりますけども、町制記念式典というものでございます。これは特に明確な規定があるというわけではございませんで、過去どのようにされてきたかということで5年周期なり10年周期という書き方をしております。西伯町におきましては5年周期、10年周期ということで、このときに表彰式も兼ねて実施してきている経過があるということでございます。会見町につきましては10年周期ということでございます。これも今、どうこうここで決めていただくということではなくて、新町において調整していただくということで御提案をさせていただいたところでございます。

概要説明、以上でございます。

坂本会長 提案事項でございます。慣行の取り扱いについて、ほとんどの慣行について 新しい町において調整するという提案でございます。

皆様方の方で、この件について何か御質疑や御意見はございませんか。 岡田委員。 岡田委員 一つ質問をしてお願いをしたいと思うんでございますが、この慣行の取り扱いについてというものは、両町で制定をされておるもろもろの条例のごく一部を取り上げておられるでしょうか、どうでしょうか。と申しますのは、私が関係をしております会見町の文化財保護条例というのがあります。これが西伯町さんの方でどうなっておるか。もしないとすればまたこれはお考えをいただかなければならないし、あるとしたら両町の文化財保護条例について、これはぜひひとつ調整が必要であろうというふうに思うわけでございまして、これがちょっと抜けておるんじゃないかというふうに思います。どうでしょうか。

坂本会長 事務局から答弁。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

文化財保護につきましては、別途教育委員会関係という事項で、全く別の文化行政の内容の形で提案をさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田委員 ああ、そうですか。わかりました。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 慣行等々についての取り扱いなんですが、特にこういうことにしかならないんじゃないかなというふうな感じはするんですけど、新町において調整するということだけなんですかね。何か逃げているというか、そういう面では新しくなったところでどこかでせいやいというような状態の中なのか、あるいは今どうだこうだという、この協議会の中でいうことはなかなかできないというのはよくわかりますけども、何らかの格好で、これについては例えば総務課だとか、これについては例えばまちづくり委員会の中にでもできる状態があるんじゃないかとか。もう一つは、例えばキャラクターの件についてもフーちゃん、ユーくんということになってますけども、この件につきましても例えばこれを「富有」ということでとってあるわけですわね。そういうのでいけば、何かここで質問するというか、意見を述べさせていただくのが妥当かどうかいうのはわかりませんけども、例えば会見町のカキというのは、どういいますか、全国ブランドとしてブランド化ができているというような状態でございますわね。そういう中での考え方等も若干取り入れていただくようなところをつくっていただくということをお願いしておきたいと思っているところですが。以上です。

坂本会長 それは本協議会においてできるとこは決めておいてもいいのではないかと。 佐伯委員 いや、どこでやるかというところまでは決めといていただきたいなと思って いるようなことです。ただ、新町においての協議事項だと思いますけどね。何らかのここらあたりのところでそれは、まちづくり委員会の中でとか、ある程度方針的なものができないかなということなんです。

坂本会長 事務局は見解申し述べてください。

桐林合併推進室次長 例えば今、佐伯委員さんの御提案ありましたようなフーちゃん、 ユーくんの取り扱いにつきましては、町のシンボルマーク等とあわせまして総合的に検討 をするべきものだというふうには考えておりますけども、決定に至らないまでも協議会の 要望事項というような形で新町にお渡しするというようなことはできるのではないかと。

それから、宣言などにつきましては、非核平和であるとか人権尊重。文言等につきましては当然新町の議会等で審議していただく必要があろうかと思いますけども、その要旨の宣言をしていただくように申し送るといいますか、慣行ですんで、これで拘束したからといってどうということでもないかとは思いますけども、協議会の意見として引き継ぐということはできるのではないかと考えております。

詳細につきましては、個別にやはり検討していただく必要があるのではないかというふうに考えております。

坂本会長 ということは、協議会である程度いろいろ意見を出していただいて、決めは せんけれども、ある程度まとめ上げる、そういう場も今後考えていくということですね。

桐林合併推進室次長 会長御指摘のとおりでございまして、まちづくり計画の中にそう いうものを引き継ぐというようなことも含めて、協議会等の流れで織り込んでいくことは 可能だというふうに考えております。

坂本会長 佐伯委員、いかがですか。

佐伯委員 結構です。そういうふうに。

坂本会長 よろしゅうございますか。

協議会も聞いて、意見も何もないのではちょっと寂しい気もしますし、いい機会にこういうことについて方向性というようなものを議論していただく場をつくりたいと思っておりますので、それではよろしくお願いしたいと思います。

森岡委員。

森岡委員 そこらに関連してなんですけども、実は宣言の関係がいろいろあるんですけども、例えば一番最初にある非核平和の宣言というのは、西伯町は町全体としての宣言に議決がしてある。会見町の場合には議会としての議決になってると、町全体ではないと、

こういう部分が3カ所かどっかありますよね。そういう辺も申し送りにならない実際には新しい町ができてからでないとできない、議決が必要な部分だろうと思いますから申し送りだと思うんですが、議会としての宣言、町全体としてこうあるべきだという宣言の仕方、こういうものはやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、申し送りという話が出てましたから、そういう部分についてもお願いしたい。

坂本会長 意見でよろしいですか。

森岡委員 はい、よろしいです。

坂本会長 ほかにございませんか。

塚田委員。

塚田委員 これ調整して、先ほどありましたように、申し送りみたいな形になるものはすべてなんですけど、特に後でもいいものと、あとは新町発足当時に、例えば町章については、これはやっぱり新町発足と同時に発表できるというような方がよりふさわしいじゃないかなというふうに思うわけですが、いかがなものでしょうか。特にやはり名前だけは決まるわけですが、それに対するシンボルマーク的なものが後追いということになるというふうになるということになれば、何となくピンとこないという部分があるように思うんですが、いかがですか。

坂本会長 事務局。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

事務レベルでの検討でもやはり塚田委員さん御指摘のとおり、それが望ましいんではないかということがございました。ただ、現実に今後の日程をちょっと眺めてみますると、最終的に両町の議会で合併の方針が決定されますのが来年のちょうど今ごろ、3月ぐらいから4月の頭ぐらいではないかと考えております。その段階になって初めて正式に新しい町名等も調印されるということになるわけでございまして、それを見越して作業ができないかと言われればできないこともないことはあろうかと思いますけども、やはり段階を追っていくべきものだというふうに考えておりますので、そうしますと、それから合併の期日まで約半年間しかございません。先ほども申しましたように、西伯町ではやはりかなり新しい町の町章を決められるのに発足から1年半ぐらいかかっておられる経過もあるようでございまして、かなり慎重に検討された経過があるようでございます。そういう経過を踏まえて考えますと、その6カ月の間の、例えば周知時間を含めまして3カ月ぐらいで決定しようかと思うと、かなり難しいと。と申しますのは、やはりできるだけ公募といいま

すか、そういうような方法をとる、あるいは町民の方の意見を聞くというようなことを考えますると、その作業だけでも2カ月、3カ月たちまちのうちに経過するということでございますので、拙速を避けるという意味でも慎重に考えていくべき問題ではないかということで今回の提案となっているということでございますので、今回その説明だけということによろしゅうございましょうか。

塚田委員 いや、そういうこともあるかもわかりませんが、ただし、会見町の先人は3カ月ほどで決定しとるわけですよね。そういうこともありますので、御検討いただきたいと思います。

坂本会長 これは会長の一つはお願いですけれども、唯一課題として掲げてあります名 営町民制度ございますね。現在の名誉町民の取り扱いについてどうするのかということが 課題に一つ掲げてあるわけですが、やっぱりこれはその右に掲げてあるような調整方針の ようにやっていただかんと、そこで断絶してしまえば終わりですから、これはこの協議会 で決定していただいてもいいことではないかというように思うわけですけど、こういうの はね。そういう、もうちょっとつまびらかにいろいろな項目について検討していただいて、 本協議会で決定できるものについてはもうある程度決定してもいいのではないかというよ うに思うわけですけど、どんなもんでしょうかな。

今ここで一つずつ、これをどうしようかということにはならないと思いますが、佐伯委員さんのおっしゃったように、やはりこの協議会である程度意見を出して、合意できるものについてはできるだけその方向で新しい町でやっていただくような強力なメッセージを送るというようなことでまとめておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういうことで、それではこの慣行の取り扱いについては今後進めていきた いというふうに思います。

次に新町の農業委員の定数および任期の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

桐林合併推進室次長 御説明いたします。

新町の農業委員の定数および任期の取り扱いについてでございますけれども、この取り扱いをいつごろまでに決定すべきかということにつきましては、前回の協議会におきまして平成15年中に決定するということが決められたわけでございます。その理由といたし

まして、資料の12ページでございますけども、参考のところでございますけども、現在の委員の選挙による委員の方の任期は来年の3月末なり4月中で一遍切れるということがございます。いずれにしてもその選挙の時期をにらんで、適当な時期に決定すべきであろうということで、平成15年中の決定ということをひとまず決定していただいた経過がございます。

それを受けまして、今回の提案といたしましては、具体的に選挙による委員の数を決めていただくことが必要であろうということで、まずその提案が1番でございます。農業委員の選挙による委員の定数は次表のとおりとし、合併後最初に執行される選挙のときから適用するということでございます。今、選挙による委員の数といたしまして20という数を掲げております。これはこの農業委員会に関する法律等の要件、これ面積等の要件でございますけども、その要件からいたしますと、新町におきましては最大20人までと、最低は10人というのが決められておりますので、10人から20人の間で決めていただく必要があるということでございます。ですから20という数はあくまでも事務的な提案ということで、その間というふうにお考えいただきたいというふうに考えております。

参考といたしまして、選任による委員でございますけども、農協、農業共済組合、それから議会推薦というのがそれぞれ1、1と1から5ということで11ページの表の方に一応掲げております。トータルいたしますと、選挙による委員が20でありますればトータルで23から27。その選挙による委員の数で増減いたしますけども、この形でひとまず提案をさせていただきたいなということでございます。数についての御審議をいただきたいなということでございます。

それから、2番につきましては、在任特例を適用していただいたらどうかという趣旨の御提案でございます。こちらにつきましては、少しややこしいお話になるんですけども、13ページの、ちょっとごちゃごちゃしておりますけども、表をごらんいただきたいと思います。選任による委員につきましては、これはそれぞれ町長さんが推薦に基づいて選任するということですので、また中身は後でごらんいただければと思いますけども、選挙による委員の上段の方をごらんいただきたいと思います。特例を適用しなかった場合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成16年、来年の3月の29日あるいは4月の20日でそれぞれの任期が満了いたします。年月のところでやや真ん中の方に5つ期日が書いてありますけども、平成16年3月29日で西伯町の委員さんの任期が満了する、4月の20日で会見町の委員さんの任期が満了すると。逆にその30日前には新しい任期

の委員さんを選挙しておかなければいけないということが出てくるわけでございます。その新しい委員さんの任期につきましては、これ農業委員の任期は3年でございますので、それぞれ平成19年3月29日、平成19年4月20日を任期満了とされます委員の方が10人選挙で選ばれるということになります。合併によりまして新町が発足いたしますと、対等合併でございますので、その段階でひとまず委員さんもすべて失職されると。また新町発足の日から50日以内に改めてまた選挙をし直すと。したがいまして、半年ほどの間に続けて2回選挙をする必要が出てくるということが特例不適用の場合の状況でございます。

下段の方に特例を適用した場合ということでございます。この特例の適用というのは、対等合併の場合には合併時に在任しておられた委員さんを1年の範囲内で任期を延長することができるという特例でございます。それを適用いたしますと、平成16年の3月ぐらいに選挙をされました委員さんがそのまま、新町発足から1年ですから、平成17年の9月30日、最大限9月30日までは任期を延長することができるということでございます。ただし、その1年間を必ずしもフルに延ばす必要はないというふうに考えましたのは、12ページの方に戻っていただきたいんですが、5番というところで、前回の統一農業委員会選挙の概要ということを記載しております。全国的に大体3割から4割ぐらいの市町村の農業委員会の選挙が、前回が平成10年の7月に執行されております。この前回の選挙の任期満了につきましては、平成14年7月19日が任期満了の選挙でございまして、したがいまして、次の選挙は平成17年の7月19日を任期満了とする農業委員の選挙が行われる予定でございます。これ統一というような形で、特に特別法をつくるわけではないんですが、啓発等を一括してできるというようなことで、投票率が上がることも考えられるということで、統一選挙という仕組みが考えられております。この統一選挙の時期に合わせて選挙できる任期にしてはどうかというのが今回の御提案でございます。

その次の選挙が具体的に、30日前ですから6月の20日から7月の18日ぐらいまでの間にどこかで統一してやってくださいということにはなろうかと思うんですけども、それはまだちょっと先のことですんでわかりませんけども、この鳥取県内では今22の市町村が7月19日の任期満了でございますので、ここに合わせておけば次回の統一選挙では、次回までの任期満了選挙ではなくて統一選挙でできるのではないかということでございます。

これらを総合いたしまして、11ページに戻りますけども、2番の御提案でございまし

て、合併後最初の一般選挙を次回の農業委員会全国統一選挙として執行することとし、合併時に在任している選挙による委員を平成17年7月19日まで在任させるという特例の適用の仕方をしてはどうかという提案でございます。以上でございます。

坂本会長 これは提案事項でございますので、決議をしていただくまではございませんが、次回の協議会でお願いしたいということでございます。

説明は受けたわけですが、この際.....(「済みません。よろしいですか」と呼ぶ者あり) はい。

桐林合併推進室次長 定数のことにつきましては15年中ということが目標でございますので、必ずしも次回の決定にこだわらずに、決められる分から決めていただければという趣旨の御提案でございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 ちょっと間違えておりました。15年中にということでございますので。 ただいまの説明について御質疑や御意見はございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 各町で結構ですので、会見町、西伯町、現在の、わかれば有権者数。(「農業委員の有権者数」と呼ぶ者あり)はい。わからにゃいい。

桐林合併推進室次長 今はちょっと資料ございませんので、またの機会に申し上げたい と思います。

宇田川委員 例えば就労が何日以上で、届け出をしとられる人が何人。

坂本会長なら次回でいいですな。済みません。

ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 事務局、1点だけ。選挙による、いわゆる公選の委員さんと、それからそうでない議会の選任だとか農協だとかという委員がいますよね。在任特例が使えるのは、これ確認なんですけども、その公選による委員さんだけの話ですよね、あの表から見て。選任による部分は新たにやり直さないけんよと、こういうことですか。ちょっと確認させてください。

桐林合併推進室長 お答えいたします。

森岡委員さん御指摘のとおりでございます。

坂本会長 よろしいですね。

ほかにございませんか。

15年中といってもいつかは決めんといけん。

前回の会で秦委員さんだったでしょうか、地域代表というようなあれが非常に強いという御意見があって、特例も必要ではないかというような御意見もいただいておりました。 それから、ほかの委員さんで協議会で決定すればいいのではないかと、その委員会つくって云々かんぬんはやめてですね、という方針は確認されておりますので、今再確認の意味で申し上げましたけれども、本協議会でこれらの決定をしていくということをきょうはほんなら再確認をして終わってもええですか。

なら、本協議会で今説明を受けたようなことを参考にしながら、15年中ですけれども、 あんまり先にならんうちに決めていきたいということで、この提案事項第2号については 終わりたいと思います。

ここでしばらく休憩をとりたいというように思います。この時計でそれでは20分にしましょうか。この時計で10時20分に再開いたしたいと思います。休憩いたしたいと思います。

[10時5分休憩]

[10時20分再開]

坂本会長 それでは再開をいたします。

6番の報告事項に入らせていただきたいと思います。

まちづくり委員会委員の応募状況についてお願いいたしたいと思います。

奥山合併推進室長 失礼いたします。事務局、奥山の方から御説明させていただきます。

報告事項第1号のまちづくり委員会の委員の応募状況ということで、事前にお配りいた しております資料のほかに、本日お手元に配布しております追加資料で御説明をさせてい ただきたいと思います。14ページの資料でございます。

まちづくり委員会の応募状況につきましては、おかげさまをもちまして100人になりました。協議会の委員さんにおかれましては大変な貢献をいただきまして、おかげを持ちまして予定の委員数になりましたことを本当お礼を申し上げたいと思います。

募集の期間でありましたけども、2段階で行った関係で、当初は出だしが悪かったんですけども、さらに2町とも追加募集で数が100名を達成いたしました。

内容でございますが、当初御相談いたしておりました年代別、男女別と、50名、50名ということで100名でありますが、年代別、性別につきましてはごらんのとおりふぞるいでございます。でありますが、このような状況でもありますが、事務局といたしまし

てはこの状況でまちづくり委員会の活動を始めたいと、かように思っておりますので、よるしくお願いしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 報告ですけれども、この委員の募集については事前にいろんな御意見がございましたね。両町の数が50、50になったのは、これはいいことではないかと思いますが、男女別の構成、それから年代別の構成ということについて若干ばらつきがあるということなんですが、これを認めていきたいということも含めて御報告でございますが、どうでしょうか。よろしいですか。手を挙げていただいた人のお気持ちを大切にして。

これでまちづくり委員として、それでは委嘱をして前に進んでいきたいと思いますので、 御了解いただきたいと思います。

2番、まちづくり委員会の開催方針についてお願いします。

奥山合併推進室長 続きまして、報告事項第2号でありますが、まちづくり委員会の開催方針につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

16ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの岡田委員さんの御質問にありましたが、第1回目は5月18日午後に開会をさせていただきたいということでございます。 4月ということが前提ではございましたが、その他の事情もございまして5月に、ちょっと農繁期になりますが、御勘弁をお願いしたいと思っておるところでございます。

このウのところですが、内容でございますが、第1回目につきましてはオリエンテーション及び委員のまちづくりのビジョンの勉強会を行いたいというふうに思っております。協議会の委員さん等につきましてはオブザーバー参加ということで御参加をお願いしたいと思っております。まちづくりビジョンの勉強会につきましては、先ほど申し上げましたが、協議会長を講師といたしまして、委員の皆様の勉強会をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに100人の委員さんにつきましては、それぞれの専門部会の5つに分かれていた だきまして、役員等の互選をしていただきたいというふうに思っております。

また、まちづくりの柱につきましては、18ページにありますが、まちづくり委員会の中で四角の括弧の中は空欄になっております。これにつきましては総合計画等に上げております人づくりとか環境とか、いろんな項目があるわけでありますが、これにつきましてはある程度まちづくり計画が固まった時点でつくっていったらというふうに思うところでございます。

また、まちづくり委員会の名称につきましては、事務局の方で何点か考えまして、提案

をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに第2回の委員会の両町の一周見学会の計画概要等の説明をさせていただくという ふうに思っているところでございます。以下は省略させていただきます。

2回目でございますが、両町をぐるっと一周していただきまして、両町の地勢とか地理とか、そういうようなところを、そこの地図にもありますけど、そういうところをくまなくというのが基本でございますけども、できればくまなくということでさせていただきたいと思います。日程でございますが、6月12日の平日と6月15日の日曜日、2回を設定をさせていただきまして、全員の皆さんに御参加をしていただきたいというふうに考えております。両町のバスを利用いたしまして一周をしていただくというふうに思っております。午後、プラザ西伯に集合いたしまして、2時間半ぐらいのコースで行いたいと思っております。両町1カ所程度は施設見学を行うということをここに上げておりますけども、これにつきましては時間の関係で道路からごらんをいただくというようなことで訂正をお願いしたいと思います。

終わりましたら30分程度の反省会を行いたいということでございまして、4時半ごろには終了したいと、目標で進めたいというふうに思っております。コースにつきましては、国道、県道を中心に設定をさせていただきたいと思っております。私どもが車内で皆様方の、委員の皆さんのガイドをさせていただきたいと思っておるところでございます。

協議会の委員さんにつきましても参加をお願いをできたらしたいと思っております。したがいまして、第3回目から先ほどのまちづくり計画の検討に入りたいというふうに思っておるところでありまして、7月、8月、9月ごろまでに夜間の会議で行いたいというふうに思っております。

それで、第1回の会議につきましては会見町の方で検討いたしましたが、100人以上も集まる会場がないということもございまして、19ページの上の方に会場が会見町総合福祉センターとなっておりますけども、プラザ西伯に訂正をお願いをしたいと思っております。両町で交代で会場をとりましてしたかったんですけども、ちょっとできないというような状況もありまして、プラザ西伯にさせていただきたいと思っております。

こういうようなことでございまして、現在両町の総合計画のローリング中でございまして、それを今月中にまとめまして、5月の協議会に原案ということで御提案させていただきまして、それが終わった時点でまちづくり委員会にたたき台というようなことで提案をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。よ

ろしくお願いいたします。

坂本会長 ただいまの報告事項について、御質疑や御意見はございませんか。 橋谷委員。

橋谷委員 第2回の6月12日及び6月15日となっておりますけども、これは両日参加、それともどちらか都合がつく日か、まずその点をお伺いします。

奥山合併推進室長 協議会の委員さんの参加ということですか。

橋谷委員 いえ、まちづくり委員の方の参加です。

奥山合併推進室長 わかりました。どちらかの日に参加をしていただきたいということで、1回ではなかなか参加していただけないというようなこともありまして、平日と日曜日ということで設定をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

橋谷委員 それと、もう1点、済みません。夜間の3回の会議なんですけども、このまちづくり委員さんを募集するに当たりまして、皆さんが忙しい中、かなり無理を言ってお願いをしてるわけなんですけども、特に米子方面に勤めとられる人がこちらまで帰ってこられるのに7時半という時間が私は、女性もですけども、ちょっと難しいように思うんです。夏時間ですので、できましたら開催を8時にしていただきたいなと思うんですけど、どんなもんでしょうか。ちょっと遅いですか。

奥山合併推進室長 実際に3回目からはそれぞれの部会ごとに、ある面では自主的にやっていただくというような考えも持っておりますので、ですけど、できればそういう時間帯で、月1回程度を予定しておりますので、何とか御都合をつけていただければというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 その件については、委員会を構成されて、委員方の中でそういった時間帯もある程度は話し合っていただくということがいいんじゃないでしょうか。こっちから時間を提案するんじゃなくって。大体この時間でお願いしたいなといっても、今の橋谷委員さんがおっしゃったように、やっぱりもうちょっと時間が遅い方がいいわということになれば、これは委員会の方の中で設定をいただくと、こういう形がよろしいんじゃないでしょうか。遅うに始めれば今度はもうしまいの時間が遅うになりますから、必ず。そういうことも含めてお任せをするっちゅうことでよろしいんじゃないでしょうか。

坂本会長 専門部会の関係がありますから、多分時間を決めておいた方がいいじゃない でしょうかと思いますけどね。 森岡委員 話し合いをしていただくという形で決めたら、その方がいいとおもいます。 坂本会長 ある程度ゆだねて進めていきたらいいじゃないでしょうかな。

ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 この100名の方、それぞれ思いを込めてこの新しい町に何らかの形で提言なり、あるいはそういうこと活動をされると思いますが、第3回から具体的に提案されて第1回、2回、3回とあるわけですが、9月3週程度のところまで、9月ぐらいのところまでがおおよそまちづくりの大きな柱をつくっていく目安となっていくんじゃないかなというふうに思っておるわけですが、それだけで大体おざなり、僕が言いたいのは、ただおざなりにぱっと進めるだけじゃなくて、やっぱりそれをこの時間帯で、月1回程度の時間帯で本当に進むのかどうかいうことをちょっと危惧するわけですけども、ただおざなりでさっと進んでただ終わったんではなくて、きちっとした議論、審議をしながらやっていただきたいなというふうに、大事なことですから思うわけですが、そのあたりで3回程度で十分だというふうに思われるかどうかということをお聞きしたいのですが。

奥山合併推進室長 お答えいたします。

3回で十分というふうには思っておりませんが、あとの年度中にまちづくり計画を仕上げるというようなこともありますし、また、この19ページの下の方に書いておりますが、まちづくり計画を県との事前協議というようなこともございまして、それをまたまちづくり委員会等に経過報告したいというようなことでお返しするようなこともあろうかと思うわけでありまして、3回で十分だというふうには思っておりませんが、後の日程等も考えますと、その程度でいい意見を積み上げていただきたいというふうに思っております。よるしくお願いいたします。

坂本会長 はい。

佐伯委員 それは十分に頭の中に入れていただきながら審議をしていただくわけですが、 その19ページの下に住民説明会ということが上げてあるわけですが、これはどういうよ うな状態でやられるわけですか。

奥山合併推進室長 お答えいたします。

まちづくり委員さんは100名でございますけども、協議会なりまちづくり委員会で完 結するというふうなことにはなりませんので、まちづくり計画については住民説明会等を 行いまして、周知をしたいというふうな考えを持っておるとこでございます。 それはこのまちづくり計画のみでなくして、経過報告というようなことも含めまして住 民説明会というようなことが必要がだというふうに思っておるところでございます。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 全くそのとおりだと思っておりますので、住民説明会というものは時期を見ながらとりくみをさせていただくようにお願いしたいと思います。

坂本会長 はっきり言って3回で何も決まってしまうかというと、なかなかそういうことにはならないのではないか。ですから、事前の資料配付や、しっかり勉強していただくような時間や資料、内容が必要ですので、そういうものをある程度配付していかんと、いきなり3回で決まる話のもんじゃないというように思います。

佐伯委員 それから、これの件についての説明さっと流いてしまったからだと思いますけどね、やっぱりせっかく熱い思いで来られた方の意見を尊重していかないけんと思います。

坂本会長 これは会長からもお願いしておきたいと思いますけど、委員さんには事前の 両町の紹介した資料とか、そういうダイジェスト版みたいなものを送って、しっかり勉強 していただくというようなこともしていただくというふうに思います。

まず第1回のときにそういうことも私の方からきちっとお願いもして、オリエンテーションしながら進めたいと思っておりますから、よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

亀井委員。

亀井委員 19ページの専門部会のところでございますけども、表でいくと4回目の8 月第3週のところに県担当者の派遣依頼というぐあいに書いてございますけども、これど ういうようなイメージなのかなとちょっと御説明いただきたい。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

この県担当者の派遣依頼というのは、まちづくり計画を進めるに当たりまして、町のみの事業計画というようなことばっかりではありませんもんですから、県とかの、例えば県の計画とか、そういうようなものもございますもんでして、そういうときには担当者の方にお出かけいただくというようなことも必要であろうかというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

亀井委員 それが始まるのが8月第3週からという理解でよろしいでしょうか。まちづくり委員会の方は7月とか6月ぐらいからずっとやられてるんですけども、実際に県の担

当者がかかわれるようになるのが 8 月第 3 週からという、そんなイメージで考えたらよろ しいでしょうか。

坂本会長 お願いします。

奥山合併推進室長 お答えします。

第1回といいますか、第3回目のときからということにはならんではないかと思いまして、2回目ぐらいにはそういう意見も出るんじゃないかなというふうに思って、このような記入の仕方をしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 亀井委員のおっしゃるのは、もう少し早くかかわるもんならかかわってというような。

亀井委員 ちょっとその辺のイメージがあんまりまだ今の段階でわからないもんですから、そうは言っても何にもないところに出ていって、じゃあ何を意見を申し上げていいのかということにもなりかねないと思いますし、ただ、ある程度私どもの方を通じて関係部局の方に周知を図りたいと思いますので、いつぐらいからじゃあお越しいただきたいというような話をある程度早目に、スケジュール等含めてお教えいただきましたら、うちの方から担当課長を通じて必要な方に来ていただくような、そういうお願いをしたいと思いますので、またその辺、詳細に何か決まりそうになりましたら教えていただきたいというぐあいに考えております。

坂本会長 できるだけ早く、期間をとって県の担当者の方の派遣要請をするということ を配慮いただきたいと思います。よろしいですな、それで。

亀井委員 それと、もう 1 点。同じ 1 9 ページですけど、建設計画の県との事前協議で ございますけども、大体今の予定ではいつごろをお考えになっておられるでしょうか。

奥山合併推進室長 しばらくお待ちいただきます。

お答えいたします。正式な文書上の処理につきましては明けて1月ごろというような考えをいたしておりますので、よろしくお願いします。

亀井委員 先ほど県事業の話もございましたんで、前回といいますか、ちょっと前ですけども、東郷湖周の方で県事業だけについて御要望だとか、事業にかかわらずいろんなお願いだとか、例えばさっきも町章みたいな話がありましたけど、例えば西伯、会見町で今度新しい名前が公募されると。そうすると当然その辺の看板類なんかも直していかんといけんというような話で、県の観光課といったところにそういうお話もされたところでございます。観光課自体も別に東郷湖だけじゃなくて、合併これからされるところにはすべて

かかわる話でございますから、鳥取県じゅうの看板を合併と同じ時期に直すような方向で、 それも検討するというようなお話もございました。既に東郷湖の方でかなりたくさん要望 いただきましたんで、かなりそれで尽きる部分もあるかと思いますけども、そういった話、 制度の話も含めて、それから事業等の話も含めてやっぱり事前協議ないし事前協議の少し 早い段階で県の担当課ないし担当課長との調整の会議のようなものをぜひ持たせていただ きたいというようなこともあわせて考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

坂本会長 できるだけ早くと、文章(化)の前段ででもいろいろ教えてほしいということでございますね。

亀井委員 いろいろほかのところも同じような協議をやっていきますんで、上手にそれが日程調整できりゃあいいんですけど、平成16年10月にみんな集中しておりますから相当厳しい状況になると思いますんで、その辺よろしくお願いしたいと思います。

坂本会長 督励してそのように進めますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 会長さん、一つ心配なことが出てきました。まちづくり委員のことでございます。私に関係した者も出ておりますが、こいつは男でございますけん、何ときょうはこげな会があって頼むでと言ってぱっと帰られますけども、本当に橋谷さんがおっしゃった女性の就労者の方で雇用先、職場、そういうところの理解が得られないようなところにあっては、本当に7時半の会合参加というのは難しい人も大分あるんじゃないかという気がし出いてきまして、だとするならば、何かそれでも、そんなに10回も20回も出るわけじゃないから、何とかの方法で職場の方に書類を提出して今日はこの会がありますから早く帰らせていただきますと言って、後顧の憂いなく会合に参加できるような応援をやっぱり協議会の方としてしてあげた方がいいじゃないかなという気がしておりますが、何か書き物一つぐらいでできることなら、会長さん、ひとつお願いできんもんでございましょうかね。

坂本会長その程度で済むやなことなら何ぼでも。

岡田委員 それだけだな。

坂本会長 いやいや、ですからそういう御要請があれば書き物してでも出させてもらいますけん。ただ......。

岡田委員 希望があればね。

坂本会長 希望があればね。先ほどこの件についてはお話があったように、ある程度その中にゆだねていけばいいのではないかと思っておりますが、要は専門部会が出て、いろいるお話をしたり質問に答えたりすることがありますので、まちづくり委員さんだけで、なら夜の9時なら9時から始めてというようなことを言われても、ちょっと職員の関係がありますので、これ難しいなと思いました。ですけれども、そういうことが専門部会でも納得し、それからまちづくり委員さんもその部会で話し合いで納得なされば、8時だ9時でも、何時でもいいのではないかとは思うわけですよ。そういう話し合いの中で、なかなか参加が職場の関係で難しいと、そういう時間帯では。協議会長から一筆、一言でも言っていただきたいというようなことがあれば幾らでも対応します。

岡田委員 希望者だけでもようございますけん。

坂本会長 そのようにしたいと思います。

す。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、まちづくり委員会の開催方針については終わりたいと思います。

3番、新町の名称募集についてを議題といたします。

奥山合併推進室長 報告事項第3号でありますが、新町の名称の募集につきまして報告 させていただきます。

2 1ページでございますが、この中で前回の協議会で協議いただきました内容を幹事会なり事務局の方で調整したものが 2 1ページに掲げておるものでございます。また、こういうチラシで両町に広報をしておるところでございますが、内容の変更でありますが、まず応募資格でありますが、西伯町及び会見町にお住まいの方ということにいたしました。以前は住所のあるというようなことを記入しておりましたが、住んでおられる方なら住民票がなくても、例えば外国人の方も可能であろうというふうに考えたところでございます。それから、あて先・問い合わせ先でありますが、この下にホームページをつけておりま

それから、応募用紙の一番下でありますが、両町にお住まいの方以外の場合の勤務先とか所在地、それから出身町いうようなものを追加または訂正させていただいたところでございます。

このような内容によりまして、先ほど申し上げましたが、協議会だよりの第2号に折り込みをさせていただいております。配布につきましては、西伯町の場合は4月の8日、会見町につきましては3月28日ということでいたしております。これは文書配布日に合わせたものでございます。

さらに防災行政無線の放送でありますが、会見町におきましては今夜から6日まで、それから西伯町につきましては配布日に合わせて放送を開始させていただきたいと思っております。

2番目のチラシの配置でありますが、3月28日から両町の役場に配置をいたしております。さらに合併協議会のホームページ等に3月28日に掲載をさせていただいております。

そのほか応募箱というのが東郷湖周の方からやるというようなありがたい連絡がありまして、早速12個いただいております。これは両町の住民の皆さんのよく来ていただける、例えば庁舎の窓口とか公民館とか、そういうようなところに設置をさせていただきまして応募を受けたらというふうに考えておりますので、あわせて御報告させていただきます。以上でございます。

坂本会長 新町の名称募集について、御質疑や御意見はございませんか。

5月30日までという長い期間が設定してありますので、相当数御応募いただけるのではないかというふうに思っております。委員さんもぜひ一つぐらいは考えてみてやってください。

[質疑なし]

坂本会長 ないようでございますので、以上で報告事項は終わりたいと思います。 7番、今後の協議会開催日程について、事務局の方でお願いします。

奥山合併推進室長 今後の協議会の開催日程につきまして御説明をさせていただきます。 第5回会議につきましては、5月19日午後、会見町役場の2階の会議室で行いたいと 思っております。さらに第6回会議でなりますが、6月の5日午後、西伯町役場、この会 場で行いたいというふうに思っておりますので、お知らせいたします。正式にはまたその 都度文書をもって御案内をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろし くお願いいたします。

坂本会長 こういうことで確認をお願いいたします。

8番、その他。

何か事務局の方でありますか。(「ございません」と呼ぶ者あり)特にない。 委員さん方の方で、この際何かあったらお願いしたいと思います。 森岡委員。

森岡委員 1点だけ。この広報ですね。これについてちょっとお願いしておきたいんですが、特に一般の住民の方へ協議会の、例えば今回でいえば3ページに当たる部分ですよね、協議の内容。こういった部分をぜひ、皆さんに知っていただけるのこれしかないと思うんで、詳細にお知らせをするようなことも考えてみていく必要があるんじゃないかなと思うんです。というのは、住民説明に入るまでにまだ随分時間がこの計画ではありますからね。この間に決まったことをどんどんお知らせをしておくと、こういう手法をとっていただくのがええんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺よろしくお願いしておきたいと思います。

坂本会長 何かあれば。

奥山合併推進室長 このたび協議会だより第2号を発行させていただいたわけなんですが、前回、3月の協議会のあったときに速報ということで、両町の世帯にチラシという形で結果を報告させていただきまして、そういうようなことで定期、不定期にそういうお知らせ版というものもつくっていくように考えておりますので、また御指導お願いしたいと思っています。

森岡委員 よろしくお願いします。号外的なものもちょっと必要かと感じもしますんで、 そういう形でも、号外でも何でも皆さんに知っていただくのがいいと思います。お願いだ け。

磯田委員 こういうのが、こういう感じで出ています。

森岡委員 それちょっと私の認識不足です。

佐伯委員 それと、この協議会だよりですが、第1回のものについては若干暗いイメージがして、今回のは何か桜色になって、だんだん春になるかなというような気がしておるところです。それと同時に、この表紙を飾っております、これは今回は会見町の町の自慢いうことで出してある写真が、非常にこういうことはこの合併ということに対して皆さん町民の方にアピールするいうことで、大変いいことじゃないかなというふうに思っております。

それと、先ほど森岡委員さんの方からもございましたように、できるだけ情報を出していただくということですが、明るいイメージをまず一つはつくっていただくということで、

きちっとした状態を皆さんにお知らせするということと、余りにも字が細かかったり、いるいろ見づらかったりすると、目をぱっと通すのに大変アピールする状態が難しいんじゃないかなと思いますので、簡潔に、あるいはできるだけ詳しくという矛盾したようなことなんですけど。

それと、あと最後の2ページに「知ってますか」というところがあるわけですが、こういうこともどんどん出していただきながら、こんなものだよ、会見町はこうだ、西伯町はこうだ、いいことがたくさんありますよ、というところをどんどん出していただければ、協議会としてもいいんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

坂本会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

この色がよかったかもしらんな。(「初めのはちょっと暗いなと思った」と呼ぶ者あり) 奥山合併推進室長 それぞれ両町の広報紙もございまして、協議会だよりはそれに挟まったりなんかするわけですけども、両町の広報紙の色等もありまして、例えば協議会でイメージカラーでもつくってでもやっていくとか、それからまだ、この「協議会だより」ということで上げておりますけども、いい名前でもありましたらしていただくとか。

また、子供たちの写真でありますけども、この協議会だよりの性格は報告書というような形でいくのか、またもうちょっと砕けたミニコミ誌といいますか、両町のだれかにスポットを当てて、もうちょっとそれをズームアップしていくと、そういうようなことも考えられるわけでありますが、その辺の編集の仕方につきましてはちょっと事務局の方も、何といいますか、どっちにしようかなという、迷っている部分もありまして、速報で結果をお知らせして、協議会だよりでもうちょっと砕けた内容でするのがいいのか、そのあたりのこともちょっと戸惑いがあるところでございまして。

坂本会長 奥山局長は、過去に西伯町役場で広報担当をいたしてまして、県の広報コンクールで大賞を受賞したりして実績もございますので、また思い出して、ずんずんいいのができるのではないかと思いますけん、御期待ください。

ほかにございませんか。

[質疑なし]

坂本会長 そういたしますと、ないようでございますので、きょう予定しておりました すべての案件について終了いたしましたので、ここで三鴨副会長の方から閉会のごあいさ つをいただきながら、第4回会議を閉じたいと思います。 三鴨副会長 どうも皆さん、早朝から熱心な協議をしていただきましてありがとうございました。また、傍聴の皆さんも早朝から熱心に傍聴いただきまして、ありがとうございました。

事務局も大変熱意といいますか、情熱といいますか、意欲を持って取り組んでいただい とる姿がひしひしと伝わってまいります。ありがたいことであります。

残念なことに会見町が、坂本会長からありましたように、米子との合併という方がございまして、ここら辺の動きが今後どういう具合になっていくのか、幾らか皆さんに御迷惑、御心配をおかけする部分があろうかと思いますが、私ども議会もこの2町が今の時点では一番いい合併だという思いが強うございますんで、揺るぎない思いで取り組んでまいります。皆さん方のいろんな面でも御理解と御支援のほどをお願いをしたいと思います。きょうは本当に早朝からありがとうございました。よろしく。

[閉会 午前11時00分]

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員